

岐阜市公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

令和6年3月31日

岐阜市長 柴橋正直

## 岐阜市条例第11号

### 岐阜市公立大学法人評価委員会条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、岐阜市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、経営又は教育研究に関し学識経験又は専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

#### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、軽易な事項又は緊急を要すると認め

る事項については、書面又は電磁的方法により決議をすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。